

第 1 章 施設の目的と運営の方針

(施設の目的)

第 1 条 久米老人ホーム組合が設置運営する養護老人ホーム静香園（以下「施設」という）は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護（常時の介護）を受けることが困難な者を入所させて養護（介護）するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設においては、法の原理に基づいて入所者の共同生活が円滑に行われるよう運営しなければならない。

2 施設は、入所者の処遇に関する計画（以下、「処遇計画」という）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めるものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する従業者によって適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 久米老人ホーム組合 養護老人ホーム静香園
- (2) 所在地 岡山県久米郡美咲町打穴下 1 7 6 6 番地

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種及び数)

第 4 条 施設を運営するために、職種ごとの従業者を次のとおりとする。ただし、次の規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 19 号）第 12 条第 4 項に規定するところによる。

- (1) 施設長 1 名 (常勤)
- (2) 医師 1 名 (非常勤嘱託医)
- (3) 生活相談員 1 名 (常勤)
- (4) 生活相談員 1 名以上 (常勤換算方法)
- (5) 主任支援員 1 名以上 (常勤)
- (6) 支援員 2 名以上 (常勤換算方法)

- (7) 看護職員 1名以上 (内1名は常勤)
- (8) 栄養士 1名 (常勤)
- (9) 事務員 1名以上 (常勤)
- (10) 調理員 4名以上 (常勤)

2 調理業務を全部委託する場合は、前項第10号に定める従業者を置かないものとする。
(職務の内容)

第5条 施設長は、管理者の命を受け施設の事務を掌理し、養護老人ホームの従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。

- 2 医師は、入所者の診療を行うと共に入所者及び従業者の健康管理並びに保健衛生の指導にあたる。
- 3 主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行う。
- 4 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行なう。
 - (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
 - (2) 処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。
 - (3) 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うこと。
- 5 主任支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援が行われるよう支援員を指導して、入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を総合的・一体的に行う。
- 6 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がある能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。
- 7 看護職員は、医師(嘱託医)、協力病院と連携し、入所者の診療の補助及び看護を行うと共に保健衛生に関する業務にあたる。
- 8 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導にあたる。
- 9 事務員は、庶務会計経理、その他施設の管理に必要な事務に従事する。
- 10 調理員は、栄養士の指示による調理業務並びに施設の雑務に従事する。
- 11 施設長事故あるときは、予め施設長の指定した職員が、その職務を代行する。

第6条 次に掲げる事項は、施設長が代行することができる。ただし、重要又は異例に属する事項はこの限りではない。

- (1) 職員の事務分掌の決定
- (2) 職員の出張及び超過勤務命令
- (3) 職員の服務に関する諸願いでの承認
- (4) その他定例的及び軽易な事項

第3章 入所定員

(入所者の定員)

第7条 施設に入所できる入所者の定員は60人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第4章 入退所

(入所)

第8条 施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入所者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮する。

(入所の決定)

第9条 要措置者の入所は、すべて措置の実施機関から入所の依頼を受けた者について、施設長が決定する。

(収容の拒否)

第10条 施設長は、前条による入所の依頼を受けた場合において、次の各号に掲げる事由があるときは、これを拒むことができる。

- (1) 入所定員がその定員を超えるとき。
- (2) 疾病があるため入所者に伝染病又は害を及ぼす恐れがあるとき。
- (3) その他施設に入所することが不相当と認めるとき。

(入所時の面接)

第11条 施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努める。

(退所)

第12条 施設長は、入所者が次の各号のひとつに該当するときは、措置の実施機関と協議の上その者を退所させることができる。

- (1) 公共の秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) 破廉恥行為をしたとき。
- (3) 入所者が故意に規則及び従業員の指示に従わないとき。
- (4) 入所、養護すべき必要がなくなったと認められるとき。

(退所事由)

第13条 次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講じるとともに、関係者に連絡するものとする。

- (1) 利用者からの退所の申出があったとき
- (2) 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
- (3) 利用者が病院等に入院し3か月以上経過したとき及び3か月以上の期間入院が見込まれるとき
- (4) 利用者が死亡したとき

(無断退所)

第14条 入所者が、無断で7日以上帰所しないときは、次の事項を実施機関に連絡する。

- (1) 退所(推定)日
- (2) 退所原因
- (3) その他必要な事項

(命令退所)

第15条 施設長は、利用者が第40条各号に違反し、その後、施設長の指示又は指導に従わないときは、実施機関と協議し、その承認を得て退所させることができる。

(社会復帰の支援)

第16条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努める。

2 施設は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 施設は、入所者の退所後も、必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行う。

第5章 入所者の処遇の内容

(処遇の方針)

第17条 施設は、入所者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行う。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設の従業者は、入所者の処遇に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4 施設は、入所者の処遇に当っては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という)を行わない。

5 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 施設は、身体拘束適正化委員会を設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的で開催しなければならない。(年2回以上) また、新規採用時にも研修を実施するものとする。

7 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生または再発を予防するために次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止委員会を設置し、定期的で開催すると共にその結果について、職員に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止の指針を設置し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 虐待防止のための研修を定期的で開催する。(年2回以上)

(4) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、虐待発生の原因と再発防止策について協議し、その内容について職員に周知すると共に市町等関係者に報告し再発防止に努める。

(5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(新入所者の処遇)

第18条 施設長は、新たに入所した者については、次に掲げる処置を行わなければならない。

(1) 施設の目的、方針、日課、その他必要な事項の説明。

(2) 衣類及び所持金等の調査及び健康診断に基づく必要な措置。

(3) 心身の状況、個性、境遇、経歴、教育の程度その他身上に関する調査。

(処遇計画の作成)

第19条 処遇計画の作成には生活相談員が行う。

2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の従業者と協議の上、その者の処遇計画を作成する。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

(相談、援助等)

第20条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 施設は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。

3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

5 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。

6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。

7 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

8 施設長は、入所者に随時面接し、又は面接の機会を与えるよう配慮し適切な生活相談を行うようにしなければならない。

(日 課)

第21条 施設長は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践するものとする。

(起 居)

第22条 入所者は、施設長の定める日課に従い、起床、洗面、整頓、食事、休養及び就寝を行うものとする。ただし、日課表によることができない者は、施設長に申し出てその指示に従うものとする。

(余暇活動)

第23条 施設長、生活相談員等は、入所者の処遇にあたっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努める。

(労 務)

第24条 施設長は、入所者が希望したときは、入所者に内職、手伝い等の作業をさせることができる。

2 前項の作業を行うにあたっては、園内の秩序を乱し、又は健康を害する等弊害を生ずることの無いよう配慮しなければならない。

(日用品等の給貸与)

第25条 施設は、入所者に寝具その他日常生活に必要な物品を供与又は貸与する。

(給 食)

第26条 給食の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で

行うよう努める。

2 飲食物は、法に基づく基準栄養量及び基準額を下まわってはならない。

3 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食 8：00～

昼食 12：00～

夕食 17：00～

(居宅介護サービスの利用)

第27条 施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な措置を講じる。

(健康管理)

第28条 施設長、医師及び看護職員は、常に利用者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録する。

2 施設長は、月4回の定例診療日を定めて医師による診療を行うと共に必要に応じて随時診療を受けられるよう措置しなければならない。

(衛生管理)

第29条 施設長は、常に入所者の保健衛生に留意し、当該入所者の身体、衣類、居室、調理場及びトイレ等の衛生面を保持するように努め、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 衛生知識の普及指導

(2) 年2回以上の健康診断

(3) 週2回以上の入浴又は清拭

(4) 月1回以上の調髪

(5) 週1回以上の居室、静養室、集会室、食堂及びトイレの消毒

(6) その他必要なこと

2 予防接種又は保健衛生上必要と認められる事項については、随時実施しなければならない。

3 健康診断を行ったときは、その内容を記録しておかなければならない。

第30条 施設長は、給食調理を担当する従業者について、月1回以上の検便を行わなければならない。

(入所者の処遇の状況に関する記録の整備)

第31条 施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(1) 入所者の処遇に関する計画

(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(3) 身体拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 入所者からの苦情の内容等の記録

(5) 入所者に対する処遇による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第32条 施設は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3ヵ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必

要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮する。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第33条 入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、支援員並びに栄養士などの助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(面会時間と消灯時間)

第34条 面会時間は、午前9時～午後5時までとする。また、消灯時間は、午後9時とする。

(喫煙)

第35条 施設は、敷地内全面禁煙とする。入所者は、健康の保持増進のため禁煙に努める。

(飲酒)

第36条 飲酒は、従業者に申し出て、施設内の所定の場所及び時間に限ること。それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

(外出及び外泊)

第37条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出、許可を得ること。

(健康保持)

第38条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別の理由がない限り受診しなければならないこととする。

(衛生保持)

第39条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第40条 入所者は、施設で次の行為をしてはならないこととする。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の事由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) その他、この規程及び従業者の指示に反すること。

(損害の弁償)

第41条 施設長は、入所者が故意又は重要な過失により、園の施設、備品等に損害を加えた場合は、その能力に応じて弁償させることができる。

(変動届)

第42条 入所者は、その身分及び収入の状況等に変動があったときは、施設長に届出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第43条 施設長は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、次の各号に掲

げる事項を定期的実施しなければならない。

- (1) 消火、避難、警報、その他防災に関すること及び火災発生等の恐れのある箇所の点検整備。
- (2) 非常災害に備え、従業者及び入所者に周知徹底を図るため、年4回以上避難誘導訓練その他必要な訓練等を実施する。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(従業者の服務規程)

第44条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念すること。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(従業者の質の確保)

第45条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保すること。

(個人情報の保護)

第46条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守すること。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第47条 施設の従事者は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第48条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じること。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(記録の整備)

第49条 施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第50条 施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から

の指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第51条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(掲 示)

第52条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

第53条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

2 施設は、歯科治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくものとする。

(措置機関への届出事項)

第54条 施設長は、入所者について、次に掲げる事由が発生したときは、措置機関へ届出なければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 身上に著しい変動があったとき
- (3) 収入又は資産に変動があったとき
- (4) 不実の申請その他不正な手段により措置を受けていると認められるとき。
- (5) 園内では治療することが出来ない病気にかかり又は負傷したとき。
- (6) 施設を利用必要がなくなったとき。

(葬儀の受託義務)

第55条 施設長は、措置機関から葬祭の依頼を受けたときは、正当な理由が無い限り、これを拒んではならない。

2 葬祭を受託したときは、遺留金品の明細を報告するものとする。

(簿 冊)

第56条 施設に、次の簿冊を備えておかなければならない。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 施設台帳 | (9) 出張命令簿 |
| (2) 事業日誌 | (10) 超過勤務命令簿 |
| (3) 在園者台帳 | (11) 文書受発件名簿 |
| (4) 在園者日用品交付簿 | (12) 備品台帳 |
| (5) 給食に関する簿冊 | (13) 消耗品受払い簿 |
| (6) 診療に関する簿冊 | (14) 予算整理簿 |
| (7) 出勤タイムカード | (15) 収入金調定簿 |
| (8) 在籍簿 | (16) その他、園の事務処理上必要な簿冊 |

(日直、宿直)

第57条 施設長は、従業者をして日直、宿直をさせなければならない。

(準用規則)

第58条 この規程に定めるもののほか、施設の庶務については、美咲町役場諸規定を準用する。

(その他)

第59条 この規程に定めるもののほか、施設に関し必要な事項は、管理者の承認を得て施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の久米老人ホーム組合静香園運営規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。